

違式註違条例の研究

— 文明開化と庶民生活の相克 —

春 田 国 男

A Research of Ishiki Kaii ordinance
— The conflict of Westernization and
the common people's life in Japan —

Kunio HARUTA

The Meiji Government put the new policy on the Westernization of Japan and proceeded the construction of a modern nation. But the policy conflicted with the lifestyle of Japan's common people and caused the national repulsion. The progress of the establishment of Seixō, Kinrei and Ishiki Kaii ordinance shows the conflict between the Meiji Government's policy and the people's life in the early years of the Meiji Era.

< 序 論 >

違式註違条例は、明治5年11月8日に布告された東京府違式註違条例をその始まりとする。翌6年7月19日には「各地方違式註違条例」が出され、それをモデル・プランとして、全国各府県が次々と同様の条例を制定。さらに条文の追加あるいは削除を含めた数度に渡る改正を経ながら、明治13年の刑法公布によりその名も違警罪と変わり、15年1月1日の同法施行とともに、ようやくその生命を終えた。この間、東京府から数えるならおよそ7年、地方においても6年余に渡って存続した法令であり、まさしく明治初期の日本社会と当時の庶民の生活を大きく規制し、あるいは意図的に方向づけた、重要な生活法であった。この重要性は明治初期に作られた多くの法律の内、例えば明治8年の讒謗律・新聞紙条例や13年の刑法・治罪法などと較べても、決して劣るものではない。否、それどころか当時の日本国民の大多数の人々にとっては、直接的に彼らの日常生活や生活経済にかか

わる点では、はるかに身近であり、条例の規制にも触れることでもあれば、それこそ立ち所に深刻な悲劇が出現した。

しかしそれにもかかわらず、これまでの日本近代史の研究において、違式註違条例そのものの詳細な検討や、さらに条例の分析を通しての明治初期の解明を試みた論及は数えるほどしかない¹⁾。これにはいくつかの理由が考えられる。第一には処罰の対象とされる行為が、通常は軽微と見なされるものであり、言論・思想といった直接的に政治と対決するような違法行動ではなかった点。第二には、条文の中でも、当時の明治政府が採った文明開化政策を強調するもののみがクローズアップされ、いわゆる「文明開化」の一現象として、その重要度が矮小化されたこと。そして最大の理由としては、庶民・民衆と呼ばれる国民多数層の生活実態の検証が、これまでの歴史研究にあっては、二次的なものとしてなおざりにされてきたことであろう。

だが、日本近代社会の形成過程において、とりわけ自由民権運動が野火のように広まった明

治20年前後までの時間を、一般国民のレベルと彼らの視座から掘り起こそうと試みた、いわゆる〈民衆史〉へのアプローチが近年めざましい成果を上げている⁽²⁾。それによって、研究の対象範囲が飛躍的に拡大し、求められるものはなにより人間の顔をした歴史であり、生活者としての人々の軌跡だとの認識が、現在では合意されるようになった。重要な歴史的史料・資料の探索が、あるいは民家の薄暗い土蔵の片隅であったり⁽³⁾、あるいは当時の〈小新聞〉に掲載された「雑報」と称する三面記事に向けられ始めたのも⁽⁴⁾、歴史変革の担い手こそごく普通の人々であり、そこにこそ彼らが置かれた現実社会の実態またそれとの葛藤や挫折、さらには夢や期待が記録されているものと、我々がようやく気づき始めた証左でもあろう。

本稿では、そのような歴史の身近な視点から、明治初期の日本社会と当時の人々の生活行動および生活感覚を映し出すものとして、違式註違条例を取り上げる。主なる検討の対象としたのは、大分県違式註違条例である。後述するように、条例の一部は「地方ノ便宜ニ依リ斟酌増減」されたものであるが、ほとんどの条文は全国同一であり、大分のケースの分析によって全体像を浮き彫りに出来るものと考えられる。

以下、第一章においては条例制定までの経緯を、特に明治2年より6年まで施かれた「郡中制法」「市中制法」において考察する。こうした法令は、依然として維新の激動が継続している明治2年3月、全国各地の府県で打ち出されたものであり、廃藩置県を経てすでに明治政府の体制づくりが緒についたと見られる5年・6年の時期にも、内容的にほとんど変わらない制法がいくつかの府県で布告された。「五人組」による国民相互の看視体制、キリスト教信仰の禁止など封建制支配論理がそのままストレートに貫かれた法律であり、その立法意図はもとより、具体的な条目においても多くがその後の違式註違条例に引き継がれた。

さらに第二章においては、明治政府による文明開化政策の進行とともに、庶民生活への規制がいかに徹底されていくかの過程を、主として

大分県の〈禁令〉のケースで概観する。こうした禁令は、制法からさらに違式註違条例へと移行する間の、いわば個別的・具体的に設けられた法規であり、条例を先取りする内容として人々の前に出現した。

最後の第三章においては、明治5年「東京府違式註違条例」同6年「各地方違式註違条例」の検討を経て、「大分県違式註違条例」の考察を進める。前述したように、当法令は国民の日常生活を総合的に、微細にわたるまで規制を試みた処罰法である。従って庶民にとっては脅威であり、「六十餘州の人民が恐れをなしたる違式註」と数え唄にまで歌われた⁽⁵⁾、強圧的な法規であった。本章では、こうした条例の大分における実施の状況と、さらに当時の司法省日誌や政府達を通じて、明治政府のこの条例に意図した支配論理の検討を進める。

(注)

- (1) 違式註違条例の詳細な研究としては、これまで神谷力「明治初年における地方軽犯罪法の研究—とくに愛知県軽犯罪法を中心として」(愛知学芸大学研究報告、1959. 2, 1961. 2)が見られるのみである。
- (2) 1981・1984・1987の三次にわたる「自由民権全国集会」は、自由民権期研究を一挙に開花させたものであろう。
- (3) 色川大吉他「五日市憲法」草案の研究。
- (4) 松尾章一編『自由燈の研究』(日本経済評論社1991)他。
- (5) 明治文化全集第13巻「法律篇」尾佐竹猛解題。「新板違式論—つとせふし」と題されたこの数え唄は、当時の人々の心情を映じたものとして興味深い。

＜第一章＞「制法」の出現

—— 違式註違条例への布石・その(1) ——

島崎藤村の『夜明け前』は、周知の如く、幕末から明治にかけての日本社会の激動を、ドキュメンタリーの要素を色濃く交えながら、鮮烈に描写した歴史ロマンである。主人公青山半蔵は、明治6年のある日、木曾川の美しい流れに向かって、次のような悲哀と憤りに満ちた有名

な言葉を投げかける——「御一新がこんなことでいいのか」⁽¹⁾。彼半蔵の脳裏に映るのは、木曾谷の豊かな森林資源をそれまで生計の資としていた人々が、新政府の出現とともに、官有林の名のもとに次々と追い立てられようとする哀れな姿である。藤村はそのすぐ後に、また次のように、半蔵の鬱々たる思いを書き添えた——「彼半蔵のような愚直なものが忘れようとして忘れられないのは、民意の尊重を約束して出発したあの新政府の意気込みであった」と。

明治政府による日本社会改変の目論見が、王政復古の大号令に宣言された「百事御一新」から、〈五癸の揭示〉による「王政御一新」、さらには慶応4年の政体書中の「皇政維新」へと、次第にその変革の範囲を明らかにせよとていく経過は、前田愛氏の分析に詳しい⁽²⁾。しかしそのような政府指導者らの戦略的発想と、この明治の始まりの時代、社会の革命的転換に変わりなく夢を抱き続けた一般民衆との間に、大いなるギャップが存在したことは、なにより次の資料が雄弁に物語っている。

今般御大政御一新に付テハ、誠ニ有ガタイ思食ガ有ガ、下々ニハソノワケガヨクワカラヌト、御主意モ貫カヌ「ジャ。ソコデヨクハナシテ聞サウ、マツ御一新ト云ト、何デモ新ラシクナル「ニ違ヒハナイガ、コトガ下々ノ者ノ心得違ヒノ、出来サウナ所チャカラ能クハナシテ聞カス、トツタリト聞ガヨイ。サテ一新ト云ト、一寸考ルト、手ノ裏ヲカヘスカ、又ハ暗ノ夜ガ、ニハカニ白日ニナルヤウニ、思フデ有ウガ、中々其リクツニハイカヌゾ、ナゼナレバ、暗ノ夜ガコノ様ニ明ク、ヒルニナルノモ、ニハカニハナラヌ。ヨルノ九ツ時分八ツ時分ハ、イカニモ暗イガ、モハヤ七ツ半過六ツ前ニナルト、東ノ方ガソロ々々明クナル。ソレカラ次第ニ明クナリ、人ノ面ガトボ々々ト視ヘル様ニナル。夫カラ次第ニアカク成テ、御日様ガ御出成サルト、サア世間ガアキラカニ成ルノデハ無イカ。丁度今日ノ所モ、其ヤウナ者デ……

(長崎裁判所「御諭書」明治元年3月)⁽³⁾

明治初年期には、その表現においていかにも庶民向けの、平易なスタイルを採った、このような告諭の布令が、具体的な政策の展開と相まって、次々と政府あるいは地方の行政官達から打ち出された。大分県における明治8年までの告諭を例に取ると、その表題も「論説」「さとしの文」「告諭の文」「論文」「諭達」と実に様々である⁽⁴⁾。しかしそのいずれもが、政府・地方官庁の施策をより効果的に進行させるべく、一般民衆の自覚を、強圧的に促す目的を持つ布令であった。表現の平易さや、身近な例えによって民衆に説得を試みようとするアジテーションの手法は、いずれの告諭にも共通であり、とりわけ上述の長崎のケースは、その見事なモデル文として、歴史に長く記憶されるべきであろう。

しかし「告諭」は、あくまで国民の自覚を目的に打ち出されたものであり、その効果もより直接的に人々の行動を規制する性格ではない。倫理としての強制ではあっても、法規範として彼らの日常生活を拘束するための、圧倒的な影響力を行使することは不可能であった。明治2年3月、「百事御一新」が青山半蔵たち一般民衆の夢であったことを早くも宣言する法令が、京都府を始めとして滋賀県、日田県(大分)など全国数多くの県において相次いで発せられた。「郡中制法」「市中制法」と名付けられたものが、その新たな規制法である。以後、明治5年3月の大阪府制法、明治6年6月の山梨県制法に至るまで、こうした制法は日本全国の各地においてその法的効力を維持し続けた。

発布の時日だけを見れば、この「制法の時代」は明治2年から6年に及び、おおよそ4年余もの期間、生命を保ち続けた。この間、版籍奉還(2年)、廃藩置県(4年)、学制制定・徴兵令発布(5年)、地租改正条例公布(6年)など、維新政府の根幹を形成した国内統治上の最重要政策の数々が、相次いで国民の前に登場する。いわばこの4年間は、日本を近代的国家へ脱皮させるための、新政府の存亡と威信をかけた、維新指導者たちの猛烈なダッシュの時間であった。では、こうした画期的な近代化政策とほぼ同一の時間、その法的有効性を保ち続けた郡中制法等

が、そのような意図と内容において整合するものであったかといえ、次に検討するように、その実体は、封建的・前近代的規範そのままに民衆を拘束する意図を強く打ち出した、明らかな復古法であった。

まず制法制定の経緯から見れば、直接にはその意図を物語る史料・証言は現在までのところ存在しない。しかし、2年3月の各地の布告に至る直前、新政府は次のような「府縣施政順序」⁶⁾を発表した。

一 知府縣事職掌ノ大規則ヲ示ス事

地方ノ官府藩縣ノ三治ノ政一途ナルヘキ様嚴重ニ御布告アルト雖モ未タ一定規則ノ法トス可キナキ故府縣スラ猶動モスレハ政令一ナラス下民疑惑ヲ生スルニ至ル亦宜ヘナリ實ニ大政隆替ノ關係スル所宜シク令ヲ布キ一途ナラシムヘシ是ヲ即今ノ大急務トス

一 平年租税ノ高ヲ量リ其府縣常費ヲ定ムル事

會計官ノ大急務量入爲出ノ基本トス

一 議事ノ法ヲ立ル事

従前ノ規則ヲ改正シ又ハ新ニ法制ヲ造作スル等總テ衆議ヲ採擇シ公正ノ論ニ帰着スヘシ宜シク衆庶ノ情ニ悖戾セス民心ヲシテ安堵セシムルヲ要ス

一 戸籍ヲ編制戸伍組立ノ事

戸口ノ多寡ヲ知ルハ人民繁育ノ基戸伍ヲ相組ハ衆庶協和ノ本タリ宜シク京都府ニテ編立スル所ノ制度ニ倣フヘシ

……………

続けて「凶荒預防ノ事」「賞典ヲ舉ル事」「制度ヲ立風俗ヲ正スル事」「小学校ヲ設ル事」「地方ヲ興シ富國ノ道ヲ開ク事」等々、全文13条にわたって地方行政の大綱が詳細に訓示され、さらに実施に際しての必要な注意点が、4項目に分けて念入りに記載された。冒頭に、「猶於諸府縣別段良法モ有之候ハ無腹臆可申出事」とあるように、地方の実情における変更を予定した、いわば心得書である。しかしその内容において

は、いまだ新政府の地歩が固まらない状況を背景にして、開化政策と従来の封建支配の政策とが混在した、いかにも不安定な布告であった。

とはいえ、制法制定の経緯はこの「府縣施政順序」に因らずも示されている。上述第四の条目は、戸籍簿作成の必要性と並べて、地方民衆を統治する最重要政策を「五人組制度」であると規定し、そのひな型を京都府において定めると地方官たちに告げた。時間的にも、この「順序」の布告が2年2月5日であり、制法の登場が同年3月という点から見てもその流れが肯定できよう。さらに、京都府郡中制法と各地の制法、例えば日田県の場合には、いずれもその出版元は「御用御書物所 京東洞院三条上ル町村上勘兵衛」とまったく同一であった点を見ても、制法の制定がまず京都からスタートし、各府県の地方官たちはその内容をほとんどそのままにそれぞれの地に適用することによって彼らの施政を開始させたこと、またこの府縣施政順序のまず第一に掲げられた「早く令ヲ布キ一途ナラシム」目的こそが、制法の登場を促した最大の要因であったとほぼ確実に断定できよう。

ではこうした制法には、どのような規制条文が実際に設けられたであろうか。ここでは和綴本三十三葉、全文25条で構成された「日田県郡中制法」を取り上げて考察して見よう⁶⁾。まずその冒頭には、「御高札の旨謹而可相守事」「追々布告する趣不可違背事」と注意文2ヶ条が置かれ、すべての条文が記載された最後には、「右條々堅可相守是永世之制法たり聊不可違背もの也」との再度の念入りな心得文で締めくくられた。以下、具体的内容となった23ヶ条の主旨を、それぞれ条文の順序にまとめれば次のとおりとなる。

- (第3条) キリスト教の禁止
- (第4条) 五人組制度の維持
- (第5条) 村民相互の扶助並びに監視の徹底
- (第6条) 農業の奨励、不当な高利・高額に及ぶ商業の禁止、人身売買の禁止
- (第7条) 賭博・賭け事の禁止
- (第8条) 横死人・自殺者の届け出

- (第9条) 怪我・病人人の介抱・世話の必要
- (第10条) 捨て子・墮胎の禁止
- (第11条) 不審者等への宿泊世話の禁止
- (第12条) 社寺建立の禁止, 仏名題目の石塔・地蔵の建立禁止, 出家の厳禁
- (第13条) 神仏事・祭礼等の際の寄付の手控え, 神仏開帳の届け出
- (第14条) 相撲・芝居等の許可制
- (第15条) 遊女芸妓屋の免許制, 農家妻娘が宴席に出て遊芸で接待することの厳禁
- (第16条) 身分不相応の贅沢の禁止, 冠婚葬祭における簡素の奨励
- (第17条) 田畑の維持, 新田新畑の届け出
- (第18条) 新堀・道筋等の付け替えの際の村役人の立ち会いと指図
- (第19条) 橋・堤防等の管理・補修の心得
- (第20条) 御用人馬の差し出し
- (第21条) 御料山・林での竹木枝葉の採取禁止
- (第22条) 耕作秣場以外の土地への植樹の奨励
- (第23条) 役人の不当行為に対するの訴え出の奨励, 役人への饗応禁止
- (第24条) 賄賂の厳禁
- (第25条) 衆議決定の奨励

次に以上の条文をその目的別に分類すれば、(1)村民相互の監視・扶助体制の徹底(4条, 5条, 8条, 9条, 10条, 11条), (2)生業の奨励・不当不法行為の禁止(6条), (3)信仰の規制(3条, 12条, 13条), (4)質素儉約生活の奨励および風俗の規制(13条, 14条, 15条, 16条), (5)村経済における自助努力の徹底(17条, 18条, 19条, 21条, 22条), (6)役人への接待・賄賂の禁止(23条, 24条), (7)その他(25条), というのが制法の構成であった。

さらに各グループの量的な面を比較すると、(1)(2)のみで全体スペースの半ば近くに及び、それぞれの条文にはいくつもの細かな付属項目が置かれた。この点から見ても制法のなによりのポイントは、五人組制度を最大の骨子とした、維新前の封建制度下の民衆統治のスタイルを、

そのまま継続する目的にあったと推測できる。

では以上が明治2年3月期の制法内容であったとすれば、それより3年後あるいは4年後に制定された制法は、いかなる内容を持ちえたであろうか。前述のように、この間も制法は、明治5年大阪府・6年山梨県と、地方行政の基本的な法規範としてその生命を維持し続けた。国民生活の決定的な変革を意図した法令が、相次いで布告されたこの時期に、制法もまた、果たしてその変化を当然の如く映じたであろうか。が、結論をいえば、時代・社会の進展をうかがわせる明確な変更は、そこには存在しない。次の条文は、大阪府の制法において、新たにつけ加えられた項目である。

組内喧嘩口論其他故障出来の節は、五人組頭へ届、五人組頭取捌かたき時は、戸長へ相届、可成たけは村内にて取治むへし。萬一心に不任ときは、區長へ届出、共に取鎮之手段を盡すへし。自然其取捌にも不任時は、可申出事。

川中寄洲等へ私に田畠を開き、又は樹木を植付、家屋を構る事、停止の事。

村役公選入札の儀、依怙偏頗なく、家格に拘らず、至當の人材可申出事。

議事に下す事件、私曲を構へず、忍諱を不憚、公正に可申出事。

(明治5年3月 大阪府制法)

山梨県制法においても、わずかな語句の相違こそあれ大阪府同様である。さらに追加条文の内容を検討すれば、(1)明治5年の大区小区制の採用を反映して従来の村役人が「戸長・区長」に改称されたにすぎず、五人組体制の徹底には何ら変化はなかった点、(2)私権の制限条文がまた新たに追加された点において、民衆生活への封建的規制は、むしろ強化される方向に向かったといえよう。

明治初年という時期は、政治的にはいまだ混乱を続け、人心から見ても激しい振幅を繰り返した時間であった。とりわけ地方民衆の明治維新に寄せた期待と幻滅は、日常生活の様々な場

面で交錯し、時に直接的な反政府行動となって噴出した。明治2年から4年における全国的な一揆の多発は、その証明である。この間、常に新政府の意図は、幕府権力に替わっての強力な中央集権国家の確立に置かれ、民生・民心を顧慮した政策の遂行は二次的三次的なものとして退けられた。地方における「郡中制法」あるいは「市中制法」の発令は、維新前の民衆支配体制の継続と強化こそ、目下の枢要な統治政策と考えた指導者らの、そうした発想の産物である。

しかし一方では、開国を契機として、近代的社会体制の速やかな確立に政府の眼が向き始めた点も、まぎれもない事実である。それはなにより、欧米列強諸国との対等な外交関係を樹立するためには必須の条件と見なされたためであり、統治システムから国民生活に至るまでの、「文明開化」への押し上げが、今後の対外関係に大いに利するという、高度な政治的判断であったといつてよい。が、それが政策的であればあるほど、現実には一般民衆にとっては「押しつけの開化」となり、国民の生活実態や生活感覚から遊離する方向に作用する結果となる。それと同時に新政府の意図が、国民生活の性急なく改変に傾斜すればするほど、民心との対立は深刻化し、政府の開化政策は一層強圧的になるという状況もまた生まれた。

制法の出現から違式註違条例が制定されるまでの時間、<禁令>と総称される布告が日本全国において数多く登場した。それらの目的は、制法の補完的役割であると同時に、上述の如く、警察権を用いた威圧的なく開化政策の進行である。またそれは言うなれば、あとすでに時間の問題であった違式条例の制定の、いわばハーサルとしての登場であった。以下第2章において、主として大分県の禁令および告諭等を取り上げ、明治5・6年の地方状況を概観してみよう。

(注)

- (1) 前田愛「維新か御一新か」『現代文学講座・明治の文学Ⅰ』至文堂 昭50所載
- (2) 島崎藤村『夜明け前』岩波文庫第2部下 P40
- (3) 明治文化全集「雑纂篇」P491-492

- (4) 例をあげれば、①明5.5.22「済貧恤窮ノ論説」
②同6.4「さとしの文」③同6.5「建校告諭の文」
④明6.10.28「賑貸貯蓄ノ論文」など。
- (5) 明2.2.5第117号 法令全書第3巻 P58-62
- (6) 大分県田北フサ子家文書
- (7) 明治文化全集「雑纂篇」大阪府制法 P518-520, 山梨県制法 P512-515

<第二章>「禁令」と文明開化

—— 違式註違条例への布石・その(2) ——

「禁令」とは、一般民衆の生活上の規制を目的として出される布告であり、主に封建制度下で頻発された法令である。その発令は時期的、便宜的であり、それぞれの政治・社会状況に具体的に対応した、即効的なねらいを持つ法規範であった。従って法の制定が衆議に委ねられ、時間をかけた手続き段階が存在する近代社会が誕生すれば、当然消滅すべき法源である。しかしながら、明治新政府が生まれてまだ間もない初年の時期、近代的な法体系の確立はまだまだ遠い夢であり、それに向けての準備も、緒に付いたとすら言えない状況が継続していた。前章で検討した制法も、「法」とは名ばかりの、前時代の支配論理をそのまま踏襲したいわば「御法度」の布令である。

が、廃藩置県・徴兵令・地租改正と国民生活に重大な変化と影響を与える国家政策が進行し、そのスムーズな実施には国民的意思の統合をなにより必要とする状況も、またこの当時新たに生じた。日本全国において、おびただしい禁令が打ち出されたのは、このような時代背景の下である⁽¹⁾。そしてその中に盛り込まれた多くの様々な規制は、以下の如く、大きく分けて2種類の重要な役割を担わされたものであった。

まずその第一は、地方民衆の生活行事として確固とした役割を担っていた神社祭礼やそれにともなう様々な地芝居・演劇興行の類を、あるいは個人的な娯楽・慰安行為までを、風俗紊乱の恐れや奢侈的な生活への傾斜として明確に禁じた点である。さらに第二には、開化政策の観点から、風俗・衛生にまで及ぶ徹底的な生活面

での改良を、法令として人々に強制した点である。

では以上2種類の目的を有した禁令が、明治5年より6年11月の違式註違条例の布告に至るまで、大分県の場合はどのように実施されたであろうか。以下第一、第二に分けて具体的な規制を示してみよう。

①祭礼等の制限・規制

明5.2.17

乱酔放歌或ハ博奕ハ從來嚴禁ナルモ猶其徒アルヲ以テ更ニ嚴達ス

酒狂云々兼テ御布告モ有之哉ニ相聞ヘ甚以不埒ノ至ニ候自今違犯ノ族於有之ハ速ニ捕縛嚴重ノ所置ニ及フヘク候事⁽²⁾

同7.12

盆踊之義ニ付廳下市中ヘ達シ

従前盆踊ト唱ヘ市郷共歌舞雜戲ヲナシ徒ニ敷日ノ光陰ヲ費シ候義ハ元來不開化ノ陋習ニ候得共仕來ノ事ト相聞候ニ付差許候然ル處管内一般一日モ速ニ善良ノ風俗ニ進歩候様兼テ注意致候義ハ毎度及布告置候通ナリ樂モ自分一己ノ活計相立候程ノ者ハ一家和睦親戚打寄り相樂候義ハ優美ニシテ奥床敷候得共無益ノ冗費ヲモ顧ミス他日ノ生活ニ相障リ風俗ノ開化ヲ相妨ケ候様ニテハ甚以不可然且又管内一般ノ模範トモ可相成義ニ付假令一時ノ雜戲タリトモ管内人民ノ心得共可相成候様致度筈ニ付市街雜沓中喧嘩口論或ハ淫行猥ケ間敷義無之様屹度相誠候条此旨当町小前末々ニ至ル迄行届候様懇々可申論此段相違候事⁽³⁾

同7.14

盆踊ノ義ニ付廳下市中ヘ達シ

盆踊ノ義ハ去ル十二日及告諭候通ノ趣意ニ有之候處兎角不宣風儀モ不尠趣建言モ有之旁以十五日日ノ出ヨリ十六日日没ヲ限り可申尤市中ハ門内限り隣村ノ者ハ門内ニ入ルヲ許サス其所々ニ於テ賑ヒ可申就テハ為取締捕亡吏差出候間若心得違ノ者於有之ハ早速差押可及處置候條此旨小前末々ニ至ル迄急速無洩可相違候事⁽⁴⁾

同7.17

柞原神社中秋祭ニ付云々達シ

当八月中旬柞原社中秋祭ニ付例年之通濱ノ市ヘ神幸有之ニ付テハ従前ハ種々ノ汚習モ有之博徒或ハ賣婦等徘徊イタシ之カ為ニ市在ノ良民子弟等往々家産ヲ蕩盡シ或ハ悪業相働候者モ有之哉ニ相聞候右ハ風俗ヲ害シ候媒トナリ其弊害不鮮開化ノ御趣意ニモ相觸レ不可然事ニ候且又方今諸般ノ汚習洗除ノ折柄ニ付出店ノ者共ヲ始メ前段ノ旨趣ヲ体認シ心得無之様注意可致候事⁽⁵⁾

同8.12

雜戲俳優云々告諭ノ文

夫レ神社ノ祭祀ハ苟モ誠敬ノ心アレハ薄品ノ供物ニテモ神祇之ヲ享ケ給フ誠敬ノ心ナク游樂ヲ主トスルトキハ神祇ノ幸セサルハ判然タルノ道理ナリ然ルニ祭祀ノ節或ハ祈雨鮮願等ヲ名トシ俄踊其他俳優ノ真似等相催候村々許多有之自然右等ノ所業追々管内ニ伝播シ蚩々ノ黎民蒙昧ノ婦女之ニ奔波シ游樂ニ流レ遂ニ一時ノ宴會或ハ雜戲等相企其末互ノ意氣張ニテ家産ノ衰微ヲ相招ニ立至候テハ祭祀ノ本旨ヲ失フ而已ナラス銘々ノ生活モ難渋ニ及フヘク愚昧ノ至リトヤ謂ハン實ニ憫然ノ事ニ候條向後右等浮華ノ游樂相止候テ勤勉忍耐ノカヲ以テ神祇ニ奉事シ神慮ヲモ慰メ幸福ヲモ祈念候様銘々心掛此旨令告諭者也⁽⁶⁾

明6.3.22

演劇云々管下ヘ達シ

演劇ノ義ハ風俗ノ良否ニ關係スル處不鮮候ニ付キ心得方追々及布告置候處中ニハ小区内ニ於テ毎度興行願立或ハ延日等敷出候向モ有之其節限無之漸々怠惰ノ風ヲ生シ遂ニ人民營生ノ障碍ヲモ醸成シ以ノ外ノ事ニ候諸縣ニ於テハ既ニ断然差止或ハ人民ヨリ劇場諸具ヲ賣却シ學校建築ノ費用ニ供セン事ヲ出願セシ所モ有之左モ有度事ニ候得共僻陋邊土從來ノ固陋弊習一時開化ニ難立至当分ノ間是迄ノ通興行可為勝手候條左ノ通り相心得尚戸長保長ヨリ精々説諭ヲ加ヘ速ニ開化善良ノ民ト成リ營生富有ノ基相立候様

深ク注意可致候事

角抵芝居輕業曲馬其他一切雜劇ノ類興行ハ各小區ニテ年中一度ノ外願出候義不相成候事

諸社祭禮ニ付例年仕来ノ演劇ト雖トモ定限ノ外ハ不相成候尤最寄小區申談シ數種ノ演劇ヲ一時同場ニテ興行ハ可為勝手候得共甲ノ小區ニテ願立候演劇乙ノ小區ニテ興行候義ハ不相成候事

興行ハ二十日前願書差出免許ノ上日限並場所木戸棧敷等取極メ更ニ届出定書下ケ渡ノ義可願出候事

興行ノ日数ハ自今晴雨ヲ論セス日数ヲ以テ可申立事

免許日数ノ外追願延日不相成候尤雨天日数過半ニ及ヒ候節ハ更ニ其旨可届出事

興行ノ時節ハ戸長保長ニテ區内小前職業ノ繁閑ヲ斟酌シ營生ノ障碍不相成様注意可致候事

木戸錢棧敷受取候興行ハ左ノ通り税納申付貧民救助金ニ加入致シ候事

(以下略)⁽⁷⁾

なおこの他にも、「扮劇禁止ノ達シ」(明5.9.24)⁽⁸⁾「地狂言禁止ノ達シ」(同10.30)⁽⁹⁾「諸祭祀云々管下へ達シ」(明6.8.30)⁽¹⁰⁾など、祭祀興行を制限した同種禁令の布告が見られる。

②保健衛生等生活改良の奨励・規制

明5.6.14

廳下市中掃除云々達シ

市中戸々家のまはり門口等に塵芥つもり悪水たまりてハ腐敗の氣一種の毒を醸し炎暑のときハ別而甚しく夫かため人生の健康をも害する事ハ既に先年急症の悪病流行せし時諸方の名醫之を憂ひ豫防の事を説たる中にも掃除を怠らざるよふにせよとあり当地の義ハ諸事管内一般の模範ともなるへき事ニ付是迄の悪しきならひをあらため善良の風俗を學び先々の繁昌をはかるへき事ハ既に先般布告に及び置候通なり然に当市中の

義ハ通水無之道傍に汚泥たまり且掃除のおろそかなるより塵芥つもり随て蚊蠅も多く生し不潔の事少からず当地に小兒乳を吐の一種の病あるハ之かためなるも測かたし故に道路の高低中高に平し水溜等無之様心掛け掃除に手を尽し清潔に至らハ第一土地の繁昌を表し且ハ豫め悪病を防くの一法なり依て早々每家申合溝をさらへ悪水を流し塵芥を取除後來掃除に怠らざる機能々心掛可申是測病難をいまた萌さるに防き人命をいまた病さるに救ひ後榮を求るの理なれハ務めて怠る事なかれ

附り便所の設少きより往々猥の義も有之候条障無之所へ取設覆をいたし不見苦様可致事⁽¹¹⁾

同10.5

家屋新営云々市中へ達し

家屋營作ノ義に付当三月中大蔵省ヨリ煉化石ヲ以テ建築スルノ建言ハ新聞雜誌ニモ相見へ候故皆人ノ知ル所ナラン尤僻陋ハ三都ト同日ノ論ニハ無之候得共当市中ノ義ハ懸廳下共相成候事ニ付成丈清潔ニ致シ候義ハ勿論ノ事ニ候因テ先般来街上ノ掃除モ嚴重致候様及布達候處猶当市中ハ過半ノ茅屋實以見苦敷次第ニ候条以来新規營作ハ勿論修理ノ向モ瓦屋又ハ煉化石ニ可致致貧窮ニテ其場合ニ至兼候者ハ職業勉勵自然餘カヲ以テ出来可致様覺悟致シ追々三都ニ均シク家屋モ整列街衢清潔ニ相成候様心掛ケ可申此旨相達候事⁽¹²⁾

明6.8.15

無蓋ノ糞桶云々旧縣々城下へ達シ

市中無蓋ノ糞桶ヲ運搬シ或ハ番頭体ノ者裸體ニテ来客ニ應對シ或ハ婦人祖衣ニシテ途上ヲ徘徊シ又ハ店頭へ午睡シ或ハ往来へ向ケ大小便致サスル等ノ義ハ総テ野蛮ノ風習ニテ今日街上ニ有之間敷事ニ候追々違誌違條例可及布告候ヘトモ差當り右等ノ醜行ハ速ニ相改メ可申事ニ付一統末々マテ心得違無之様告諭可致事⁽¹³⁾

道路衛生については「道路掃除ノ義達シ」(明

6.3.27)⁽¹⁴⁾「道路掃除云々當市中へ達シ」(同4.4)等⁽¹⁵⁾が繰り返し布告され、また開化の象徴として街中の半裸禁止(「廳下市中へ達シ」明5.8.4など)⁽¹⁶⁾もこの間幾度となく打ち出されている。

以上①②に関係した禁令の総計は、大分県の場合においては、明治5年2月より6年11月までの間、おおよそ20にも達する。その他、この期間内に出された関係の告諭も含めれば、その数30にも及び、月1度から2度の回数で民衆生活への新たな規制が示された。このような飛躍的な禁止令の増加こそ、明治5年以前のいわば復古論理をそのまま継承し骨子とした制法の時代を過ぎて、国民支配の新たな論理構築を必要とした、明治政府の意図とその焦燥感を明確に物語っている。

しかしそうした禁令においても、①②共通に見られる部分と、明らかに相違する点とが存在する。

まずいずれの布告にも共通するのは、禁止の対象となった生活行為・生活様式を、「不開化ノ陋習」「種々ノ汚習」「浮華ノ遊樂」「悪しきならひ」「實に見苦敷」「甚以不都合」「野蠻醜俗」と断定して、一般民衆のそれまでの伝統的なライフスタイルに、大幅な改変を要求した点である。さらにその実施によって、「善良ノ風俗」「淳良ノ風俗」が生まれ、その結果「開化ノ御趣意」が拡充されるとの文言がつけ加えられた点も、ほぼ共通するところであった。さらにこうした布令の十分な徹底を目的として、次のような一般的な達しが置かれたことも、また注目すべき点である。

明5.6.22

諸布達云々達シ

是迄諸布令達ノ件々兎角中間ニ壅蔽シ下々迄旨趣徹底致シ兼候義問々有之哉ニ相聞甚以等閑之事ニ候総テ政令筋ノ義ハ趣意柄明亮貫通不致テハ事ニ於テ差支候ハ勿論下民疑惑ノ端トモ相成り遂ニハ人心ノ動静ニモ関係致シ候義ニ付區長戸長保長ニ於テ能ク

注意シ布令達之条々無遅滞速ニ通候様取計可申候自然等閑ニ打過不都合出来候筋ハ其區長戸長等ノ越度タルヘク候事⁽¹⁷⁾

制法に見られた五人組制の徹底は、ここでも変わらずに姿を見せ、民衆相互の監視・連帯責任が以前として強力に打ち出された点は、この時期禁令と国民との関係を考察する上において見逃すことは出来ない。

が一方では、同じ禁令とはいえ、違反行為の具体的な対処において、①②ははっきりとした相違が指摘できる。すなわち、まず①における祭礼・盆踊り・地芝居等の制限に反する行為の場合は、「取締捕亡吏」を差し向けること、心得違いの者が出た場合には「吃度可及處分候」と、官側は明瞭に警察権・司法権の行使を打ち出した。前述の芝居興行等の細目にわたる制限令は、その前提ともいべき法令であり、明治政府の強圧的な民心統治の姿勢を、より具体的に示したものである。またそれはなにより、この明治5年前後の時間、大分県はもちろん、全国的に民衆騒擾が多発し、人心の動静に最大限の配慮をせざるを得なかった政府の、端的な表れといえよう。

しかし、公衆衛生や日常生活の細かな身だしなみまでを規定した②については、禁止の姿勢は比較的ゆるやかであり、この時期まだ、「告諭」「諭し」の延長線上にあった。「精々注意肝要タルヘキ」「格別心ヲ用ヒ可」との文言等はその証明であり、たとえ度を過ぎた「不行届ノ向」が出現したとしても、「吃度申付方可有之候」と、①と比較して明らかに軽度の処分が予定された。

以上の相違については、次のような理由が考えられる。すなわち市中の清掃や身だしなみ程度においては、人々の私的なかわりをいまだ許容するものであり、公的秩序の紊乱が予測されかねない①の行為に較べると、その違法性は軽微と判断された点。またそうした判断の根底には、民衆生活のあらゆる細部にわたる規制までも、この時期政府・官側は意図しなかったものであり、さらに推察を加えるなら、国民へ

のそのような強圧的な干渉政策を遂行するには、いまだ明治政府の統治体制は不十分だったといえる。

このように禁令が頻発された時代は、封建期の支配論理と開化を強制する論理とが、それぞれに混在して打ち出された時代であった。言うならば、この間はまた、明治政府が目的とする近代国家への脱皮に向けての、混乱と模索の時期であり、禁令はその表れであったといえよう。大分市中における裸体禁止を命じた達し(明5.8.4)は、「朝廷ノ御趣意ヲ遵奉シ開化ノ良民タルニ背カサル様」と結んだ。ここには民衆の自由な行動を「開化」という一律な枠組で規制しようとする目論見と同時に、「朝廷ノ御趣意」を持ち出さざるを得ない統治者側の逡巡ぶりが、明らかに、またこっけいにも読み取ることが出来る。

が、こうした政府のためらいはわずかな時間でしかない。明治5年11月、司法省は東京府に違式註違条例を公布し、翌6年7月、地方違式註違条例が全国に布達された。そこには人々の生活面での様々な行為が違法なものとして定められ、その全てにわたって明確に罰則が示された。もはや「心掛ケ」の時は過ぎ、「開化ノ良民」としての必要な行動規範を政府が国民に強制する時代がいよいよ到来したのである。

(注)

- (1) 『日本庶民生活史料集成』第21巻参照。明治初期にまとめられた「各府県資料」の内、「禁令」を掲載。各府県違式註違条例の記載も多く見られる。
- (2) 同書 P500
- (3) 大分県史資料叢書(四)『縣治概畧I』P80
- (4) 同上
- (5) 同書 P81
- (6) 同書 P85
- (7) 同書 P163
- (8) 同書 P95
- (9) 同書 P111
- (10) 同書 P210
- (11) 同書 P76
- (12) 同書 P101
- (13) 同書 P208
- (14) 同書 P164

- (15) 同書 P166
- (16) 同書 P84
- (17) 同書 P77

<第三章> 違式註違条例の出現

違式註違条例の登場が、東京府のそれを始まりとするのは、すでに述べたとおりである。明治5年11月8日司法省布達第200号は東京府違式註違条例を布告し、それを受けて東京府知事大久保一翁は、「兼テ覺悟モ可致タメ五日ヲ猶豫シ来ル十三日ヨリ嚴重施行ノ筈ニ候條此旨可相心得候事」と府民に触れ出した。全文54ケ条という条文数が後の地方違式註違条例に較べて大幅に少ない点も注目すべきだが、布告から施行に至る期間がわずかに五日間であったことは、民衆の意思や生活慣習への配慮を無視した、強引な法規の出現であったといえよう。しかも従来の禁令が明確な罰則規定をほとんど設けず、恣意的な処分に終始したのと比較して、すべての違反行為に罰金や拘留さらには管罪までの刑事処分を適用した点でも、まったく新たな取締り法規の誕生であった⁽¹⁾。

東京府におけるこの条例の施行が、首都の民衆生活にとっていかに脅威となったかは、実施から8ヶ月が経過した明治6年7月のわずか1ヶ月間で、逮捕者1,608名、罰金額696円30銭余という数字からもうかがわれ⁽²⁾、さらに明治9年東京府統計表によれば年間1万960名の府民が当条例によって処断されたことでも推察できよう。

このように違式註違条例の制定意図が、維新以来の郡中・市中制法および各種禁令の枠を越えて、行政による国民生活のさらに大がかりな管理を当然に予定したものであったとすれば、東京のみならず全国各地への条例の波及はいまや目前であった。翌6年7月19日、太政官布告第256号は、東京府条例より36ケ条も大幅につけ加えた、全90条に及ぶ各地方違式註違条例を発布。地方行政官らに向けて、統治方針の明確な指示を行った。しかしこの布告には、「但地方ノ

便宜ニ依リ斟酌増減ノ廉ハ警保寮ヘ可伺出且條例揭示ノ儀モ同寮ノ指揮ヲ可受事」との文言がみられたとおり、地方の事情による条文変更も認められ、条例そのものの制定さらに実施期日についても各府県の選択が認められる含みを残していた。この点における明治政府のためらいについては、後述の史料で分析する。

が、その一方で8月12日司法省布達第130号は、次のように各地方官庁に対して条例制定の政府趣旨を具体的に明示すると同時に、徹底実施の方向を強力にうちだした。

今般各県違式註違ノ條目御布告相成候處右各條目ノ儀ハ國中ノ安寧人民ノ健康ヲ警保スル所以ニ有之候條各地方人民悉ク承知不致候テハ不相成儀ニ付戸長副戸長ノ設ケアル處ハ必ス之ヲ掲榜シ遺漏無之様可致候事

但シ右揭示ハ三十日間揭示ノ限リニアラス事

では大分県の場合、明治政府のこうした指示を受けて、どのように違式註違条例の制定・実施が進行したであろうか。

太政官布告より約3ヶ月が経過した10月10日、「國中ノ安静人民ノ健康ヲ警保スル御趣意厚ク奉戴シ決テ心得違無之様可致」の言葉とともに、初めて条例内容が県民に示された⁽³⁾。続いて17日、同条例の施行に合わせて、「雑税其他貸附金及ヒ民費金」の滞納のケースにも「七十五錢ヨリ少ナカラス百五十錢ヨリ多カラサル贖金追徴候」との布達が突然に出され⁽⁴⁾、条例実施を期に、民衆と統治する側との関係がいよいよ新しい段階に入ることが宣言された。さらに同月29日、施行期日を明確にすると同時に、条例違反者および戸長らの押印を義務づけたつぎのような「犯罪御請書」を県民に示した⁽⁵⁾。

違式註違條例御布告相成候ニ付テハ乙ノ第一号ヲ以テ布達ニ及候通り来ル十一月十五日ヨリ右條例管内一般施行候條已後若シ違犯ノ者有之節ハ其小區正副戸長事實取糾シ犯人請書證左人連印ヲ以テ左ノ通り可届出候追徴金ハ

指令書相達候日ヨリ五日ヲ限リ徴納可無力ノ者ハ添書ヲ作り本人當廳ヘ可差出候此旨布達候事

但右條例ハ人民悉ク承知不致テハ不相成御旨意ニ付各小區内揭示ノ儀ハ三十日間ニ限ラス長ク揭示シ遺漏無之様可令告知候事

書式

犯罪御請書

何大區何小區何村何身分

何ノ何某

何年何ヶ月

私儀何月何日何々ノ所業仕り兼テ御布令ノ旨ニ悖リ奉恐入候然ル上ハ相當ノ御處分被仰付候トモ一言ノ申分無御座候此段御請申上候也

年月日

右犯人

何ノ何某印

証左人

何ノ何某印

戸長

何ノ何某殿

副戸長

右取糾候處相違無御座候也

何大區何小區 正副戸長

何ノ某

長官宛

この御請書に見られる「御布令ノ旨ニ悖リ奉恐入候」「相當ノ御處分被仰付候トモ一言ノ申分無御座候」といった、封建期の支配関係そのままの文面も特徴的だが、ここではやはり、戸長・副戸長が今後の条例運用において犯罪摘発の重要な一翼を担うと宣言された点が意味深い。

さらに4日後の11月2日、先の司法省布達第130号の徹底を図るべく、次の達しが示された。

違式註違云々當市中へ達シ⁽⁶⁾

追々違式條例御施行相成候ニ付テハ區内犯罪ノ者無之様注意可致旨甲ノ第七號ヲ以テ布達候通り令セスシテ罰スル様ノ儀共有之候テハ小前ノ難渋ハ勿論戸保長タル者其名

ニ對シ不相濟事ニ候乙ノ第一號違式條例ノ儀ハ去月十日相達置候處干今布達無之向モ有之哉ニ相聞以ノ外ノ事ニ候一切ノ布達書廻達方如何取計候哉其手續書面ヲ以テ明後四日迄迄度可申出此旨相達候事

以上が違式註違条例施行に至る、大分県の経過である。東京府に比較しておよそ1ヶ月という相当な告示期間を設けての実施であったが、

それだけにまた、庶民生活への今後の厳しい取締りを予測させて十分に余りある流れであった。

では具体的に、どのような生活規制がこの条例に盛り込まれ、犯罪として処罰を予定されたであろうか。以下、違式註違条例90ヶ条の内容を処罰および各種規制別に分類すれば次の通りである。

	違式罪(贖金75銭~150銭または答罪10~20)	註違罪(贖金6銭2厘5毛~12銭5厘または拘留1~2日)
(1)道路及び交通安全に関する規制	⑧往来等への家作・庇などの設置 ⑬乗馬・馬車の疾駆により人を倒す行為 ⑯無燈火での馬車通行 ⑰常燈台の破壊 ⑳禁止場所での馬車等通行 ㉑路上への植栽・汚物放置 ㉒神仏祭事に託した往来妨害	⑬小路での馬車通行 ⑭無提灯での夜間車馬通行 ⑮馬車疾駆による迷惑行為 ⑯馬車・人力車・荷車の路上放置行為 ⑰荷車・人力車運行時の迷惑行為 ⑱いたづらによる常燈の消火 ⑲田畑への通行・牛馬引き入れ ⑳荷車・人力車による通行妨害 ㉑巨大な風揚げによる妨害 ㉒酒酔い又は故意による馬車通行の妨害 ㉓牧場外での牛馬放牧 ㉔牛馬の繋柱による標柱破損 ㉕橋柱等への繋舟
(2)保険衛生に関する規制	⑦贗造・腐敗飲食物の故意販売 ⑩病死牛等の故意販売川堀・下水等への土磔の投棄 ㉖毒薬使用による魚鳥の捕獲 ㉗往来中の死牛馬の剥皮	⑭死禽獣・汚泥物の路上投棄 ⑮無蓋糞桶の運搬
(3)風俗に関する規制	⑨春画等の販売 ⑪刺青行為 ⑫男女混浴の風呂営業 ⑬男女相撲・蛇遣い等の見世物	⑱無断による婦人断髪
(4)公安に関する規制	⑭無届けの外国人止宿行為 ⑮無届けで外国人を雑居させる行為 ㉘掲榜場の汚損等	⑮無記載・無届けによる旅籠営業
(5)公共義務・官規則に関する規制	⑥地券所持者による諸上納の滞納 ⑳官有山林への無断立ち入り ㉙公用提燈等の無断使用 ㉚官有私有の山林田畑での植物毀損	
(6)社寺等に関する規制	㉛他人墓碑の毀損 ㉜神社仏閣の器物破棄	㉞神社仏堂等への落書
(7)防火に関する規制	⑰人家緻密場所で火を遊ぶ行為 ⑱火事場での無関係者の乗馬通行	㉟山林原野での焚火行為
(8)民間トラブルに関する規制 (a)営業・財産権に関するもの	㉚他人持ち場の海草類の無断刈取り ㉛他人持ち場又は禁止区域での漁梁設置 ㉜他人・組合持ち田水の無断引き入れ ㉝他人持ち場の類等の無断採取 ㉞堤崩壊又は他人所有田での無断掘起こし ㉟他村・他人持ち場での株等の無断刈取り	㉞他人魚梁の妨害 ㉟他人竹木等の妨害 ㊱他人猟場の妨害 ㊲他人所有垣の毀損 ㊳渡舟渡橋の代金不払い ㊴他人墳墓の供物の毀損

	違式罪(贖金75銭～150銭または答罪10～20)	誣違罪(贖金6銭2厘5毛～12銭5厘または拘留1～2日)
	③馬夫・日雇い稼ぎらの仲間結成による他人の営業妨害 ④他人持ち舟の無断使用	⑧他人漁網の妨害 ⑨他人海柵内への無断立ち入り
(9)民間トラブルに関する規制 (b)その他	③婚姻祝儀での往来・家宅妨害	⑤号札・名札・看板等の破毀 ⑥喧嘩口論による騒動行為 ⑦他人への汚物石礫投げつけ行為 ⑧過失により牛馬を人家に侵入させる行為 ⑨犬を使喚させる行為 ⑩他人の争論に加担する行為 ⑪通行人への合力強要 ⑫他人所有獣類に犬をけしかける行為
(10)不当商法に関する規制		⑬渡船等の不当料金及び故意の運行遅滞 ⑭車馬・駕籠営業の強引な客引き行為
(11)その他の規制		⑮雑魚乾場の妨害 ⑯海苔乾場の妨害 ⑰糞田水・用水の妨害 ⑱水除杭の妨害および抜き取り ⑲往来並木等の破損 ⑳水車等への妨害 ㉑田畑への瓦礫竹木等の投入 ㉒遊園・路傍の花木毀損 ㉓往来並木への古草鞋等の投げ掛け

なお90ヶ条の内、(38)鉄道柵内への無断立ち入り(57)物を打ち掛けての電信線妨害の2ヶ条はすでに太政官布告の段階で削除され、また大分県においては(12)男女混浴の風呂営業(50)無蓋糞桶の運搬(77)牧場外での牛馬放牧の3ヶ条については、地域によって「暫く用捨致シ候」と告げられた。またさらに、(11)刺青行為(48)婦人の無断断髪については、現状調査が直ちに戸長に指示され、結髪不可能な場合は役所に願ひ出ることとの達しが示された⁷⁾。こうした条例運用の変更は大分県に限らず、「地方ノ便宜ニ依リ斟酌増減」せよとの政府の意を受けて、それぞれの府県がこの時実施したものである。

以上が、まず最初に布告された明治6年11月大分県違式誣違条例の内容であったとすれば、制法・禁令といった従来の生活規制法と違って、同条例はどのような具体的な特色を有したであろうか。

第一に指摘すべきは、庶民生活の広範囲な行為がこの条例によって初めて犯罪と規定され、県民の日常が以後大幅に官の管理・規制に置かれると宣言された点である。上述90ヶ条の内、

公共の安全・義務を主な法益とした(1)(2)(5)(7)等においても、合理的あるいは啓蒙的な枠以上にまでチェックが及び、しかもその多くは重罪たる違式罪が適用された。さらにそれ以上に注目すべきは、(8)(9)(11)といった民衆間での多くの軽微なトラブルに対し、法による権力的介入が明示された点である。そうしたトラブルあるいは行為は、従来はいわば共同体モラルとして調整されてきたものであり、法権力の発動とは異質な次元の出来事であった。それと同時に、(3)に見られるような前述の女性断髪あるいは刺青行為といった風俗面への規制、またこれまで禁令が繰り返して示してきた見世物興行への管理にまで言及した点で、同条例が「文明開化」を旗印として、強引な国民教化に一步も二歩も踏み出した点がなによりも特徴的である。

第二に目立つのは、行為内容と比較して、著しく重い処罰が定められた点である。軽罪とされた誣違罪でも、12銭5厘までの罰金または2日にまで及ぶ拘留刑が科され、違式罪であれば最高1円50銭の罰金または笞打ち20回という厳しい処断が下された。これまでの制法あるいは

禁令が行為そのものの禁止にポイントを置き、具体的な罰則については明確な処分規定を設けず、せいぜい「屹度可及處文候」としたのと比較すれば、この条例が刑罰による威嚇の効果を目指した点は明らかであった。

さらに第三の特色として、条例の運用がすべて行政機関に委ねられ、司法権のかかわりが絶対的に排除された点である。すなわち犯罪行為として成立するか否かの判定は、この明治6年条例の執行段階では、前述「犯罪御請書」に見られる如く、戸長・副戸長といった代理官吏が行い、量刑の決定は県長官の執り行うところとされた。またさらに明治8年「行政警察規則」が出され行政権の一環としての警察機構が整備される段階に入ると、警部職務として「違警犯人ハ其犯状ヲ按シ違警條目ニヨリ處断」と定められ、警察官吏による即決の審判が可能となった。このように条例運用がすべて行政官吏・警察官吏に委ねられ、再審をも含めた裁判の機会を一切排除する形で実施されたことは、日本におけるその後の軽犯罪法のいわば原型となった点で大いに注目すべきである。

以上が明治6年大分県において誕生した、違式註違条例の内容とその特色である。日常生活の多方面に及ぶこのような刑罰法規の出現が、当時の民衆にとっていかに脅威となったかは、想像に難くない。そうした事情は大分県のみならず、明治政府の意向を受けて条例制定に踏み切った全国多くの府県でまた同様であり、困惑から悲嘆・憤激にまで至る国民の条例批判の声は、時の経過とともに高まる一方であった。太政官布告から8ヶ月、大分県の条例施行から数えるならわずかに約4ヶ月が経過した明治7年3月、各府県宛に政府は次のように布達した。

(内務省違乙第25号)⁶⁾

違式註違條例ノ儀ハ既ニ明治六年第二百五十六號ヲ以御布告相成候處元來風俗習慣ヲ變更スルハ甚至難ク事件殊ニ一縣内ト雖モ各地ノ人情彼是異同モ有之一朝一夕ニ可被行儀ニ無之然ルニ一概ニ之ヲ施行シ自然人民ノ苦情怨嗟ヲ醸シ候様ノ儀有之候テハ抑條例設立ノ本

旨ニ悖リ候儀に付三府五港ヲ除クノ外各地方ニ於テハ可成丈ケ懇切説諭シ漸次施行ノ積ヲ以宣敷時勢人情ノ適度斟酌ノ上取捨増減安寧保護ノ實相貫キ候様厚可致注意此旨爲心得相違候事

明治政府のこのような指示は、違式註違条例がいかに国民の生活実態から遊離したものであり、この当時、それに対する「人民ノ苦情怨嗟」の声が全国に横溢したかを物語るものである。

しかし上述したように、明治8年警察機構の確立段階に入り、より強固な徹底した取締りの体制が整うようになると、違式条例と民衆との関係もまた新たな局面を迎えるようになった。明治9年9月、政府は次のような布告を全国各府県に向けて発した。

(117号)

東京並各地方違式註違條例中第三條左ノ通改正候條此旨布告候事

第三條 違式註違ノ罪ヲ犯シ無力ノ者實決スル左の如シ

一違式 懲役 八日ヨリ少ナカラス十五日ヨリ多カラス

一註違 拘留 半日ヨリ少ナカラス七日ヨリ多カラス

但シ拘留ノ罪ト雖モ適宜懲役ニ換ユル「アルヘシ

この条文改正は、それまでの答罪あるいは拘留の実刑処罰を懲役・拘留の組合わせとし最高15日間にも及ぶ重罰とした点で、従来とは異なる政府の厳しい意思を、いまや明瞭に国民に宣言したものである。それはまた違式註違条例に対しての人々の批判・反発に答える方向には向かわず、明治政府の姿勢は逆にそうした声を一層抑圧する段階に入ったことを、十分に予測させる改正であったといえる。果たしてそれより2ヶ月後、大分県は警第35号布達として、違式註違条例の大幅な改正を次のような序文とともに

に県民に布告した。

警第三拾五號違式註違云々達

違式註違條例之儀ハ去ル明治六年中相達置候處七年内務省乙第二拾五號御達之次第モ有之専ラ説諭ニ従事セシメ来候處追々人民進歩ニ赴候ニ付今般別冊之通條例ヲ改正シ

廳下市街丈ハ来ル明治十年一月一日ヨリ施行シ自余ハ漸次施行候筈ニ付其旨豫テ相達置候條心得違無之様可致注意此旨布達候事

以上の表は、この改正において新設された条文および6年条例より削除された条文の一覧である。

	新設条文(明9条例)	廃止条文(明6条例)
違式罪		(6)地券所持者による諸上納銀の滞納 (14)無届けの外国人止宿行為 (15)無届けで外国人を雑居させる行為 (23)他人持ち場の海藻類の無断刈り取り (27)他人持ち場の類の無断採取
註違罪	(80)往来での裸体又は肌脱ぎ行為 (81)往来での放尿行為等 (82)紋引福引等の賭博行為 (83)往来での木打等の遊戯行為 (84)社寺拜殿等での寝泊まり (86)街中での放歌高吟行為 (87)夜間12時以後の歌舞音曲等安眠妨げ行為 (88)女装・男装行為 (89)物品を賭しての営業行為	(56)田畑への通行・牛馬の引き入れ (77)牧場外での牛馬放牧 (83)他人海柵内への無断立入り

以上のように、廃止・新設とその内容を多少変化させながら、ほぼ同様の条文数で9年条例は布告された。しかし、この大分県条例においては、庶民の日常的生活行為を、これまでもましてさらに厳しく取り締まるという政府の意思が、忠実に反映されていた点で、県民にとっては、まったく新たな刑罰法規の登場であったといえよう。それを最も明確に示した新たな処罰条文は、往来での裸体行為・放尿行為等の禁止であり、街中での放歌高吟行為・児童遊戯行為等の禁止であることはいうまでもない。すでに6年条例において、混浴禁止・婦人の断髪禁止が定められ、喧嘩や他人の争論への加担など往来での軽微な騒動行為が禁じられ、それらは風俗あるいは秩序の紊乱行為として厳しい罰則をもって処断された。この9年、条例改変の最大の特徴は、その面での取締りが一段と強化された点である。いいかえれば、「開化」「進歩」の対象となる範囲がこの時期飛躍的に拡大され、民衆のごく微細な自由な生活様式の部分にまで、刑罰の威嚇が及び始めたといえよう。

このような違式註違条例強化の方向が、上述序文に記された「追々人民進歩ニ赴候ニ付」の文言とは、まったく相反するものであったことはいうまでもない。すでに明治7年「民撰議院設立建白書」の提出を契機とした自由民権運動は全国的な盛り上がりを示し、その一方では神風連の乱・秋月の乱・萩の乱とこの9年不平士族の決起が相次ぎ、さらに茨城県農民一揆・伊勢暴動も目前に迫っていた。翌10年1月には明治政府の浮沈をかけての西南戦争がいよいよ勃発、また大分県にかぎっても被処罰者2万2千名以上にも上る県北四郡一揆は、条例施行よりわずか4ヶ月後の出来事であった。各府県において違式註違条例のより重罰化を目指した改正がほぼこの10年前後の時期に集中するのも、こうした政治的背景の下である。政府・地方官庁にとっては、「専ラ説諭」を建前とした条例運用から警察権を前面に押し出した取締りへと変更を余儀なくされた点も、あるいはまた人心不安に結びつくような行為の禁止条文を一気に増加させた点も、こうした混乱する社会事情に起因

するものであったといえよう。次に示すのは、条例改正の直前、大分県において出された布達であり、統治する側の強硬姿勢への転換を明らかにうかがわせる一例である。

庶第九拾貳號演劇等興行ノ節區戸長出席ニ不及云々達
 演劇或ハ相撲興行之節取締區戸長之内出席致し来候處當今ハ其管理之警察官吏ヨリ取締候儀ニ付以後區戸長出席ニ不及候此旨相達候事

大分県違式註違条例は、この後さらに明治12年6月5日の改正を迎える。が、この改正においては、数度にわたるコレラ病流行を配慮して「傳染病豫防ニ関スル諸規則ニ違犯スル者」等の条文が新たに盛り込まれた以外は従前と同様であり、9年条例の制定意図はそのまま貫かれ、やがて明治15年の違警罪へとその道筋をたどった。

ではこの間、条例違反による処罰者が大分県においてどれほど出現したであろうか。次は明治11年より14年までの、条例違反者数の推移である⁽⁹⁾。

	①科料	②拘留	③呵責	④合計
(明11)	1479	0	13	1492
(明12)	1926	0	41	1967
(明13)	1711	14	70	1795
(明14)	2688	3	140	2831

また科料金額については、(11年) 108.47円(12年) 319.25円(13年) 219.95円(14年) 321.621円に上る。この内、人数・金額とも最も高い数字となった14年を見れば、強窃盗・殺人・放火など一般の刑事犯として処罰された者の合計は4,453名であり、およそ3千名近くという違式註違条例違反者の数は、重大かつ日常的な取締りの対象であったことは十分に推察できる。

(注)

- (1) 東京府違式註違条例(第1条)「違式ノ罪ヲ犯ス者ハ五拾銭ヨリ少ナカラズ、七十五銭ヨリ多カラザル贖金ヲ追徴ス」(第2条)「註違ノ罪ヲ犯ス者ハ六銭二厘五毛ヨリ少ナカラズ、拾二銭五厘ヨリ多カラザル贖金ヲ追徴ス」(第3条)「違式註違ノ罪ヲ犯シ無力ノ者ハ實決スルコト左ノ如シ・一違式 笞罪(十ヨリ少ナカラズ二十ヨリ多カラズ)一註違 拘留(一日ヨリ少ナカラズ二日ヨリ多カラズ)
- (2) 『司法省日誌』明治6年第36号
- (3) 大分県史史料叢書(四)『縣治概畧 I』P227
- (4) 同書 P230
- (5) 同書 P234-235
- (6) 同書 P238
- (7) 同書 P248
- (8) 法令全書第4巻 P495
- (9) 『大分県統計書』明治11-14年